～保険代理店に求められるRMの知識～　23

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ
http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業容を拡大している。現在は全国に19支店、2法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてＡＲＩＣＥホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第23回 リスク特定①(5.4.2)

1．リスク特定とは？

今回はリスクアセスメントの最初のステップであるリスク特定について記載したいと思います。ＩＳＯ３１０００においては、リスク特定は「リスクを発見、認識及び記述するプロセス」と定義されており、特定すべき内容については以下の５項目としています。（リスクアセスメントで記載したリスクを構成する要素ですが、復習の意味も含めてＩＳＯ３１０００の定義等を記載致します。）

①リスク源：それ自体または他との組合せによって、リスクを生じさせる力を本来潜在的に持っている要素（現存する事象に繋がる環境・要因等）
②影響を受ける領域：影響を受ける経営資源やステークホルダ等
③事象：ある一連の周辺状況の出現または変化（事故・事態等）
④原因：事象に繋がる直接的原因
⑤結果：目的に影響を与える事象の結末

しかしながら、実際には最初から一つひとつのリスクについて上記の５項目を把握してシナリオを描くのは困難であるため、「事象」を中心に特定を行うのが一般的であり、５つの要素の視点からできる限り漏れが無いように包括的に様々な事象を特定することが必要です。なぜならば、この段階で特定されなかったリスクは、その後の分析対象からは外れてしまうからです。しかしながら、リスクは未来に起こる事であり、未来は不確実性に溢れているため、その範囲は非常に広範囲であり、漏れなく特定するのは非常に難しいのも事実です。特に、プラス面マイナス面の両面を持つ戦略的リスク（意思決定に関するリスク）やリスクを取って機会を追求しないことに伴うリスク、様々な将来の環境変化等のリスクは特定することが困難なケースが多いと考えられます。

最終的なリスク特定のねらいは、組織の目的の達成を実現、促進、妨害、阻害、加速または遅延する場合もある事象に基づいて、リスクの包括的な一覧を作成することですが、実務上においては上記の困難性を考慮して、目的達成を妨害、阻害、遅延するケースに焦点をあててリスク特定を行うケースもあります。

リスク特定の概要

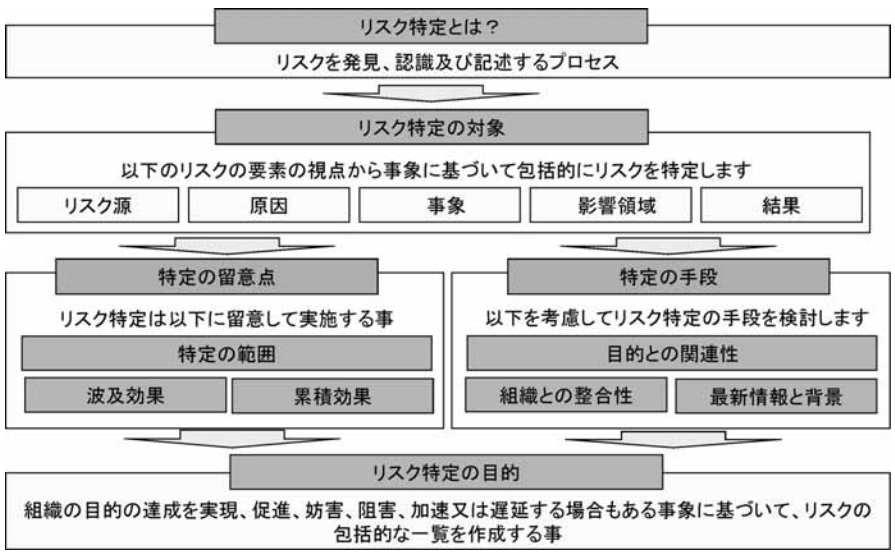

2．リスク特定の留意点

上記のようにリスク特定の範囲は非常に広いため、「組織状況の確定（5.3）」においてリスクの定義を明確にしておくことも重要ですが、例えば、リスク源が組織の管理下になく、リスク源またはリスクの原因が不明であるため、対応が難しいリスクであっても、特定することが望ましいとされています。具体的には経営環境の変化や法律改定等の環境変化や取引先の倒産等のように組織の管理下にないものや、地震や台風等の天災の発生のように具体的なリスク源や原因が明らかでないものも含みます。

また、リスク特定には、波及効果及び累積効果を含めた、特定の結果の連鎖を注意深く検討することが望ましいとされています。具体的には、爆発によって火災が発生した場合、建物や設備の財産損失のみならず、労災事故になるケースや、売上減少や周辺地域への賠償責任に繋がることも想定しなければなりません。その場合、火災だけでなく爆発や労災事故も事象として考えることが可能であり、一つの事象は複数の結果や他の事象に連鎖することがあることを理解しなければなりません。また、少額の損害であったとしても複数回発生した場合には累計の損失額が大きくなることも考えられますし、深刻な不祥事が立て続けに発生した場合には信用損失が増幅することなどを想定して事象を検討する必要があります。

3．特定手法の選択

リスク特定の手段は様々ですが、組織は自らの目的及び能力並びに組織が直面するリスクに見合ったリスク特定の手段及び手法を適用することが必要です。具体的には組織の目的を阻害する要因としてリスクを認識する手法を採用すべきであり、どのような手段が最も自社の個々人の能力や組織力及び財務力に見合っているかを判断して適用する必要があります。また、適切なリスク特定の手法はリスク毎にも異なるため、組織ごとに目的達成のプロセスで直面するリスクに応じて適切な手段でリスクを特定することが求められます。

リスクを特定するときは、現況に即した最新の情報が重要であり、可能な場合には、これには適切な背景情報も含めることが望ましいとされています。なぜならばリスクは絶えず変動しているからであり、発生する時間や場所、経営環境等の背景によってリスク自体が異なるからです。上記のように、リスク特定は非常に大切なプロセスでありながらも、非常に幅広く、様々な局面を想定する必要があることから、適切な知識を持つ人員を参画させることが必要となります。

4．保険代理店の役割

保険代理店は一つのリスクと一つの保険のシンプルなマッチングではなく、経営に保険を活かすために、その企業を取り巻くリスクの全体像を把握する必要があります。そのためには、リスク特定のプロセスにおいて重要なリスクは漏れなく把握することが求められます。保険代理店はリスクの専門家として、様々な視点からアプローチすることでお客様のリスク特定を支援することが求められます。特に、過去に発生したことが無いリスクや派生的に発生する損失、環境変化や戦略的なリスクについては経営者が見落としがちなリスクとして考えられます。お客様を守るという視点で考えるのであれば、当然のことではありますが、保険ではカバーできないリスクも含めてリスクを特定することが求められます。

参考文献：ISO31000：2009リスクマネジメント　解説と適用ガイド　日本規格協会

個人間の名義変更の課税時期

無償で契約者を夫から妻に変更したら？

知ってトクする　－864－
税務情報

Q　私は自分を契約者・被保険者、保険金受取人を妻とする終身保険に予定利率の高かったころに加入しました。先日保険会社に問い合わせたところ、今解約すると相当の解約返戻金が支払われることがわかりました。私が死亡すれば相続税課税されることから、契約者を妻に無償で変更して解約返戻金を妻が受け取れるようにし、課税関係を変えたいと考えています。この場合、名義変更時に課税が発生するでしょうか。また、契約者を子供に変更した場合はどうなりますか。なお、名義変更後も保険料は私が支払う予定です。

受益者は確定時がポイントになる

A　結論から言えば、無償変更すなわち変更前契約者が変更後契約者から何らかの対価の支払いを受けずに変更後契約者へ名義を変更した場合でも変更時に贈与税の課税は生じないことになっています。

生命保険契約では、契約者以外の人が保険料を負担する場合があります。これは、形式的には第三者の債務を弁済する行為であり、そういった意味でその都度弁済による利益を受けた変更後契約者に贈与税を課税すればよいことになるかもしれません。

しかし、解約前に保険事故が発生した場合、変更後契約者と保険金受取人が違う場合はなんらの利益をも受けないまま、保険金受取人に保険金を取得されることになります。つまり、生命保険契約においては、契約者と保険金受取人が同一でない限り、誰が保険料を負担しても、その負担した時点ではその保険料を負担したことによる利益の受益者は確定しません。保険事故発生のときまたは保険契約の解約のときに初めて受益者が確定することになるのです。

このため、相続税法は、保険事故発生のときまたは保険契約の解約のときに、保険金受取人または契約者が保険料を負担した人から相続、遺贈または贈与によってその保険料負担割合に相当する保険金または解約返戻金を取得したこととし、課税延期の措置を講じています。

ところが、契約者以外の保険料負担者が、保険事故発生のときまたは保険契約の解約の時前に死亡した場合には、解約返戻金に課税ができなくなってしまいます。そうすると課税上の均衡を失することになってしまうので、このようなケースでは、その調整措置として、第一次的に利益を受ける契約者がその負担された保険料に対応する生命保険契約に関する権利（原則として、解約返戻金の額）を相続または遺贈によって取得したものとして相続税が課税されることになっているわけです。

つまり、相続税や贈与税が課税されるのは、保険料の負担者が死亡した場合や保険金、解約返戻金を取得した場合に限られ、単に契約者名義を変更しただけでは贈与税は課税されないということになります。

変更後契約者と受取人異なるときは課税留意

今回、ご質問者は契約者を①妻に変更した場合と②子供に変更した場合の2通りを尋ねていますが、いずれも前述の理由から名義変更時には課税は行われることはありません。

妻が課税されるのは、保険料負担者・被保険者であるご質問者が死亡したときの死亡保険金（相続税の対象）や、解約により解約返戻金を受け取ったとき(贈与税の対象)となります。

一方、子供の場合は妻とは異なるケースが出てきます。それは、子供への名義変更後に被保険者であるご質問者（父）が死亡した場合です。このケースでは、保険金受取人は妻（母）であり、子供はその利益を受けることはないことから、子供への課税は発生しないことになります。

子供に対して課税されるケースは、あくまで子供がその契約を解約し返戻金を受け取った場合(贈与税の対象)に限られるということになります。